

国指定北アルプス鳥獣保護区
立山特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

令和6年 月

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

立山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、富山県黒部市宇奈月町及び中新川郡立山町所在国有林富山森林管理署 40 から 42 まで（42 林班ハ小班を除く。）、119 から 124 まで及び 137 の各林班、138 林班、なら及びむの各小班並びに 140 から 142 までの各林班の区域（ただし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 36 条に基づき指定された室堂集団施設地区（昭和 59 年 6 月環境庁告示第 33 号）の区域を除く。）並びに雄山山頂神社敷地の区域（以上の国有林内に介在する国土交通省所管の国有地を含む。）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区北部の富山県に位置し、立山を中心とする標高約 600 メートルから約 3,000 メートルの区域であり、高山帯、亜高山帯及び夏緑広葉樹林帯に属している。

このような自然環境を反映し、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に立山一帯は標高 3000m 級の稜線から 2200m 付近までライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達していることから、大きななわばりが形成されており、日本で最大の連続したライチョウの分布域となっていることから当該鳥獣保護区の中でも特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
特にライチョウ及びイヌワシについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 45 条第 1 項に基づき定められた保護増殖事業計画を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査や登山者からの目撃情報の収集等を通じて、区域内のライチョウやイヌワシを始めとした希少鳥獣の生息状況の把握に努め、収集された情報等を基に必要な保全対策を講じる。
- 5) 当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、令和 5 年 9 月に農林水産省及び環境省により策定された中部山岳生態系維持回復事業計画に即し、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) 関係機関と連携し、ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣の餌付きや人慣れを防ぎ、人身被害の抑止に努める。
- 7) 弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

3 特別保護地区の面積内訳
別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の北部、富山県に位置し、雄山を最高峰とする立山を中心として、剣岳、鷲岳等を含む。当該区域は、これら山岳の稜線又は稜線部周辺と、黒部峡谷、黒部湖、称名川及び湯川谷に囲まれた標高約600メートルから約3,000メートルの区域であり、全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

立山は今から約20万年前から活動を始めた火山であり、第1期から第4期までの火山活動期の間、弥陀ヶ原や五色ヶ原等の溶岩台地、立山カルデラ等が形成された。また、当該地域では山崎カールに代表される氷河地形も見られる。

地質は、先中生代の飛騨変成岩を基盤とするが、白亜紀から古第三紀に貫入した花崗岩類も広範囲に認められる。また、立山火山による火山岩及び火山噴出堆積物も各所に認められる。

ウ 植物相の概要

標高約2,500メートル以上はハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がり、約1,600メートルから約2,500メートルにかけてはオオシラビソ、シラビソ、ダケカンバ等が優先する亜高山帯が、河川周辺部等標高が低い地域はブナ等が優先する夏緑広葉樹林帯が広がっている。また、弥陀ヶ原や五色ヶ原等は、高層湿原となっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在し、また近年の生息数も安定しており、当該保護区の中でもライ

チョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも立山一帯は特に生息数が多い。その他鳥類では、イヌワシ、クマタカ、イワヒバリ、ホシガラス等が生息している。また、哺乳類ではニホンカモシカ、ツキノワグマ、オコジョ、ニホンノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

該当なし

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 0本

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和50年11月1日

(2) 経緯

昭和59年10月環境省告示第66号 指定

平成6年10月環境省告示第65号 指定

平成16年10月環境省告示第66号 指定

平成26年10月環境省告示第118号 指定

別紙1 国指定北アルプス鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	109,989 ha	9,898 ha	119,887 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
林野	109,092 ha	9,825 ha	118,917 ha	25,150 ha	ha	25,150 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	696 ha	10 ha	706 ha	29 ha	ha	29 ha	ha	ha	ha
その他	201 ha	63 ha	264 ha	171 ha	ha	171 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	99,226 ha	9,880 ha	109,106 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	98,823 ha	9,809 ha	108,632 ha	25,345 ha	ha	25,345 ha	ha	ha	ha
制限林	98,471 ha	9,794 ha	108,265 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
保安林	97,290 ha	9,794 ha	107,084 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	13,665 ha	ha	13,665 ha	4,793 ha	ha	4,793 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	352 ha	15 ha	367 ha	214 ha	ha	214 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	403 ha	71 ha	474 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	138 ha	ha	138 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	262 ha	71 ha	333 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	1,129 ha	0 ha	1,129 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	56 ha	ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,325 ha	18 ha	9,343 ha	0,04 ha	ha	0,04 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9,325 ha	18 ha	9,343 ha	0,04 ha	ha	0,04 ha	ha	ha	ha
公有水面	309 ha	0 ha	309 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
計	109,989 ha	9,898 ha	119,887 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	99,931 ha	7,189 ha	107,120 ha	25,349 ha	ha	25,349 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	53,499 ha	205 ha	53,704 ha	20,678 ha	ha	20,678 ha	ha	ha	ha
特別地域	42,335 ha	6,580 ha	48,915 ha	4,671 ha	ha	4,671 ha	ha	ha	ha
普通地域	4,097 ha	404 ha	4,501 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	21,602 ha	0 ha	21,602 ha	6,419 ha	ha	6,419 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他」の法令による規制区域については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ライチョウ</u>	EN・国特天・国内希少	留鳥
		○ヤマドリ		留鳥
		キジ		留鳥
カモ	カモ	オシドリ	DD	留鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		冬鳥
		カルガモ		留鳥
		オナガガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
		カワアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		留鳥
ペリカン	サギ	アオサギ		留鳥
		ダイサギ		留鳥
		コサギ		留鳥
ツル	クイナ	オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	○ジュウイチ		夏鳥
		○ホトトギス		夏鳥
		ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		夏鳥
		○アマツバメ		夏鳥
		ヒメアマツバメ		留鳥
チドリ	チドリ	イカルチドリ		留鳥
		コチドリ		夏鳥
	シギ	タシギ		冬鳥
		キアシシギ		旅鳥
		イソシギ		旅鳥
		オバシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU・国天・国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
タカ	タカ	ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		<u>サシバ</u>	VU	夏鳥
		○ノスリ		留鳥
		ケアシノスリ		冬鳥
		<u>イヌワシ</u>	EN・国天・国内希少	留鳥
		<u>クマタカ</u>	EN・国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		コノハズク		夏鳥
		<u>ワシミミズク</u>	CR・国内希少	迷鳥
		フクロウ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
		ヤマセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	○コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○アカゲラ		留鳥
		○アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		留鳥
		チゴハヤブサ		夏鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU・国内希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	夏鳥
	モズ	モズ		留鳥
	カラス	○カケス		留鳥
		○ホシガラス		留鳥
		ハシボソガラス		留鳥
		ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	○キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	○コガラ		留鳥
		○ヤマガラ		留鳥
		○ヒガラ		留鳥
		○シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	ヒバリ		留鳥
	ツバメ	ツバメ		夏鳥
		○イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		夏鳥
スズメ	エナガ	○エナガ		留鳥
	ムシクイ	オオムシクイ	DD	旅鳥
		○メボソムシクイ		夏鳥
		○エゾムシクイ		夏鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	センニュウ	シマセンニュウ		旅鳥
	レンジャク	キレンジャク		冬鳥
		ヒレンジャク		冬鳥
	ゴジュウカラ	○ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ	キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	○ミソサザイ		留鳥
	ムクドリ	ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		夏鳥
	カワガラス	カワガラス		留鳥
	ヒタキ	マミジロ		夏鳥
		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		シロハラ		冬鳥
		○アカハラ		夏鳥
		ツグミ		冬鳥
		○コマドリ		夏鳥
		ノゴマ		旅鳥
		○コルリ		夏鳥
		○ルリビタキ		留鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		夏鳥
		サメビタキ		夏鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		○キビタキ		夏鳥
		○オオルリ		夏鳥
	イワヒバリ	○イワヒバリ		留鳥
		○カヤクグリ		留鳥
	スズメ	ニュウナイスズメ		留鳥
		スズメ		留鳥
	セキレイ	○キセキレイ		留鳥
		ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
スズメ	セキレイ	ビンズイ		留鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		カワラヒロ		留鳥
		マヒロ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		オオマシコ		冬鳥
		イスカ		冬鳥
		○ウソ		留鳥
		シメ		冬鳥
		イカル		留鳥
	ホオジロ	○ホオジロ		留鳥
		カシラダカ		冬鳥
		ノジコ	NT	夏鳥
		○アオジ		留鳥
		○クロジ		夏鳥
	チメドリ	ガビチョウ		外来(特定外来)
		ソウシチョウ		外来(特定外来)
合計	17目	44科	135種	

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書(国土交通省、長野県、富山県)、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL:環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種

天然記念物:国特天(国指定特別天然記念物)、国天(国指定天然記念物)

種の保存法:国内(国内希少野生動植物種)

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来(特定外来)とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

(別表3) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
霊長	オナガザル	○ニホンザル		
齧歯	リス	○ニホンリス		
		ムササビ		
		ニホンモモンガ		
		ヤマネ	ヤマネ	国天
		キヌゲネズミ	ハタネズミ ヤチネズミ スミスネズミ	
	ネズミ	○ヒメネズミ		
		○アカネズミ		
兎形	ウサギ	ニホンノウサギ		
真無盲腸	トガリネズミ	ニホンジネズミ		
		カワネズミ		
		アズミトガリネズミ シントウトガリネズミ	NT	
	モグラ	アズマモグラ		
		ミズラモグラ	NT	
		ヒメヒミズ ○ヒミズ		
翼手	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ		
		キクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	テングコウモリ		
		コテングコウモリ		
		ヒメホオヒゲコウモリ		
		モモジロコウモリ		
		ウサギコウモリ ヒナコウモリ		
食肉	ジャコウネコ	ハクビシン		
	イヌ	○タヌキ		
		○アカギツネ		
	クマ	ツキノワグマ		
	イタチ	○ニホンテン		
アナグマ オコジョ ニホンイタチ		NT		
偶蹄	イノシシ	イノシシ		
	シカ	ニホンジカ		
	ウシ	○ニホンカモシカ	国特天	
合計	7目	17科	38種	

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書(国土交通省、長野県、富山県)、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

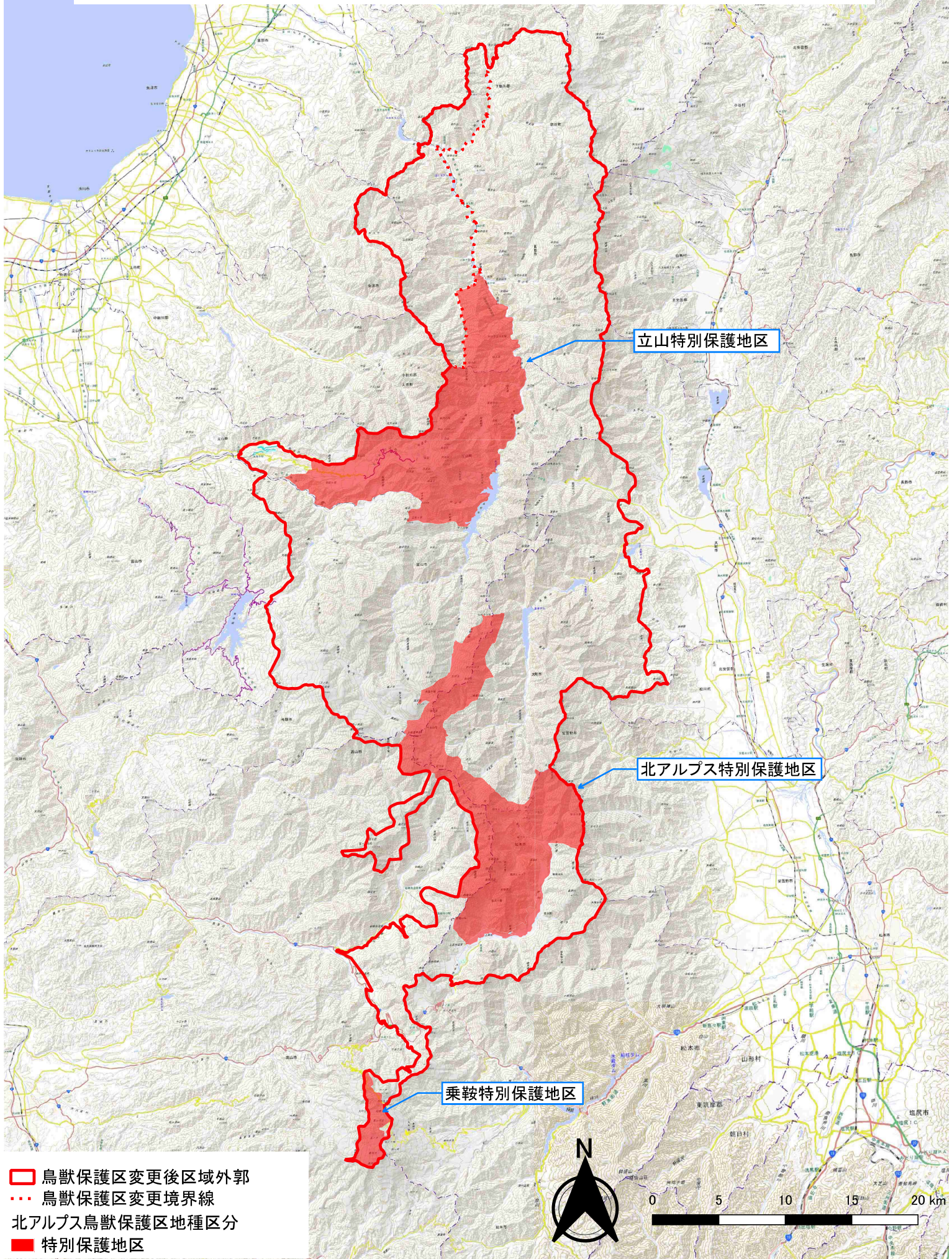
注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。
環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種
天然記念物：国特天(国指定特別天然記念物)、国天(国指定天然記念物)
種の保存法：国内(国内希少野生動植物種)

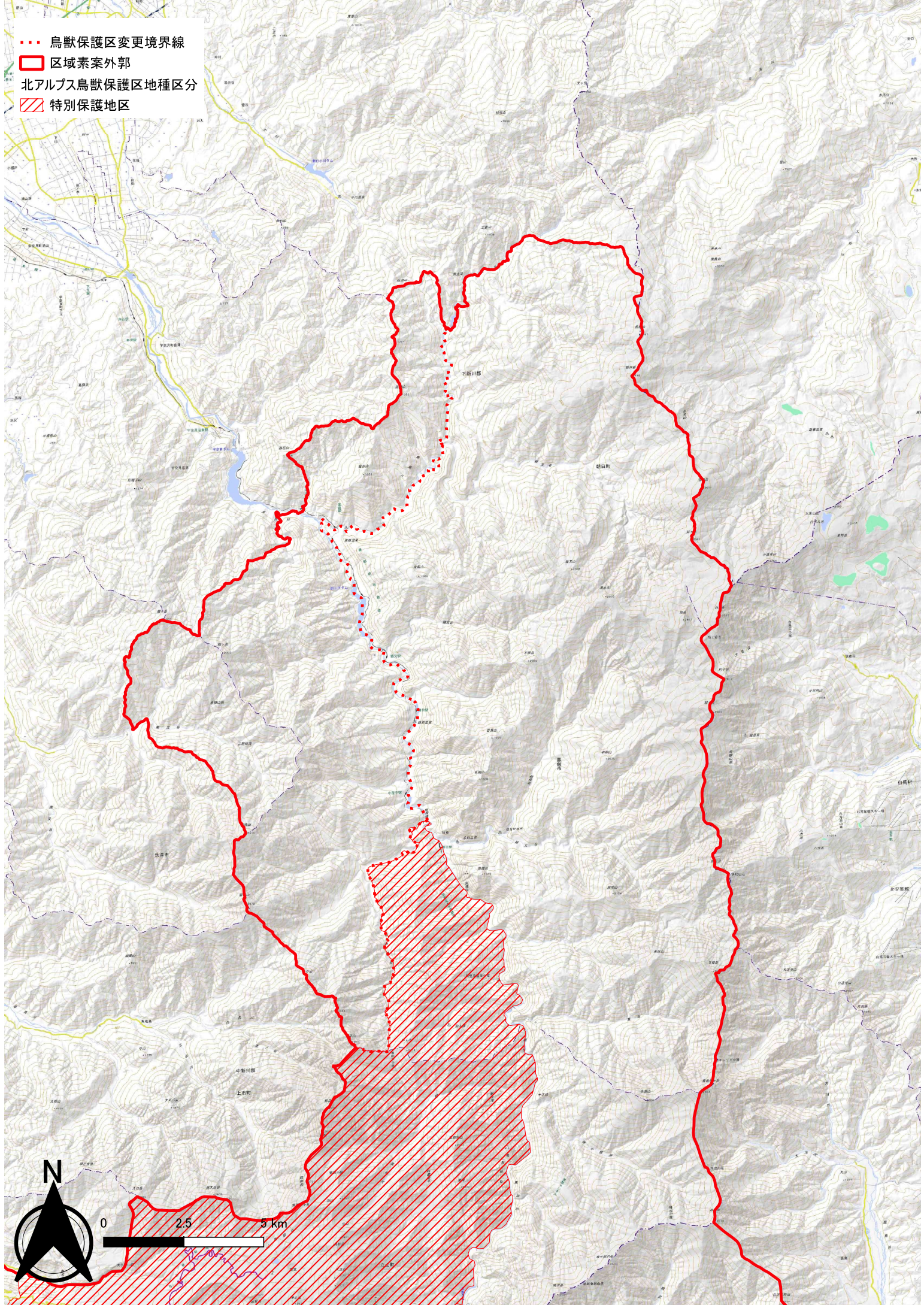
注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。
CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来(特定外来)とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

国指定北アルプス鳥獣保護区区域図





●●● 鳥獣保護区変更境界線

□ 区域素案外郭

北アルプス鳥獣保護区地種区分

▨ 特別保護地区

